

# 文教委員会資料②

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営  
の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営  
の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年2月10日)

# 議案第 12 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 条例改正の背景

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正  
(令和 7 年法律第 68 号)

## 2 改正内容

上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの  
「第 14 条第 6 項」 → 「第 14 条第 7 項」

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(学校教育法施行規則の準用)</p> <p>第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第7項</u>に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">読み替える児童福祉施設基準条例の規定</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">読み替えられる字句</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第5条第1項</td><td style="padding: 5px;">最低基準</td><td style="padding: 5px;">川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（以下この条において「設備運営基準」とい</td></tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条第1項	最低基準	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（以下この条において「設備運営基準」とい	<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(学校教育法施行規則の準用)</p> <p>第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第6項</u>に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">読み替える児童福祉施設基準条例の規定</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">読み替えられる字句</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第5条第1項</td><td style="padding: 5px;">最低基準</td><td style="padding: 5px;">川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（以下この条において「設備運営基準」とい</td></tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条第1項	最低基準	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（以下この条において「設備運営基準」とい
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第5条第1項	最低基準	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（以下この条において「設備運営基準」とい											
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第5条第1項	最低基準	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（以下この条において「設備運営基準」とい											

改正後			改正前		
		う。)			う。)
第5条第2項	最低基準	設備運営基準	第5条第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 <u>第14条第7項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）	第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 <u>第14条第6項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条第2項及び第14条第4項	児童の	園児の	第6条第2項及び第14条第4項	児童の	園児の
第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第10条の見出し	入所した者	園児	第10条の見出し	入所した者	園児
第10条及び第14条第2項	入所している者	園児	第10条及び第14条第2項	入所している者	園児
第10条	又は入所	又は入園	第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児	第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児		当該児童	当該園児
第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）	第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに		及び	並びに
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児	第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	川崎市幼保連携型認定こ		第9条	川崎市幼保連携型認定こ

改正後			改正前		
		ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条			ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児	第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児		入所している者	園児
第20条第3項	援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、	第20条第3項	援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第45条第3項	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第45条第3項	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第3項第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物	第45条第3項第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物

改正後			改正前		
	号口に該当するものを除く。) (保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)			号口に該当するものを除く。) (保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	
第45条第3項第2号	施設又は設備	設備	第45条第3項第2号	施設又は設備	設備
第45条第3項第3号	施設及び設備	設備	第45条第3項第3号	施設及び設備	設備
第45条第3項第6号	乳幼児	園児	第45条第3項第6号	乳幼児	園児
第46条	第14条第1項	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第1項において読み替えて準用する第14条第1項	第46条	第14条第1項	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児		幼児	園児
	乳幼児	園児		乳幼児	園児
第50条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長	第50条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

- 2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については
- 2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については

改正後	改正前
<p>「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第7項</u>に規定する園児の保育に直接従事させる職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって」と読み替えるものとする。</p>	<p>「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第6項</u>に規定する園児の保育に直接従事させる職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって」と読み替えるものとする。</p>